

中国における循環型経済社会と法

—2002年、清潔生産促進法—

上 杉 信 敬

目次

第1章 はじめに—循環型経済社会と法—

第2章 中国の清潔生産法の歴史的展開

第3章 2002年、清潔生産促進法の内容

第4章 現行法制度の評価と課題

(資料), 2002年, 中華人民共和国清潔生産促進法 (仮訳)

第1章 序—中国における循環型経済社会と法—

環境保護の問題は先進工業国のみの問題にとどまらず、現在は全世界の国々(発展途上国も含めて)にとっての重要な問題である。1992年のブラジルでの国連環境会議以来、環境問題は全地球的な課題であることが確認され、その際、持続可能な発展との関連の中で環境問題にも対処することとされている。このような流れは隣国、中国においても例外ではない。さらに中国においては環境問題は資源問題と密接に関連づけて考えられようとしており、環境資源問題として論じられ対処することとなっている。大気、水、土地、騒音、等々の汚染防止はより広く、人間の生存のために自然条件(土地、大気、水、森林、草原、砂漠、鉱山、海洋、野生生物、自然保護区などの天然環境と都市、町や村、風景名勝等の人為環境の要素)に依存していることの中で

とらえられる。それらの自然要素のうち人類が利用できるものが自然資源であり、国土資源として、土地、水、気候、森林、鉱山、海洋、草原、野生動物などで構成される。かかる資源の開発利用も子孫のそれをそこなわないようにして後世代に引継ぐことが接続可能な発展ということであろう。そうした考えの枠組みの下で昨今、世界中で、又、中国でも重視されて来ているのが循環型経済社会の形成であり、2002年、中国ではその一環とする清潔生産（クリーン生産、《cleaner production》）に関する法たる「清潔生産促進法」を制定し、2003年1月1日から施行した。本稿においてはそのような循環型経済社会を中国ではどうとらえており、2002年法の内容はいかなるものか、今後の課題いかなどを見ようとするものである。

現代資本主義社会は大量生産—大量消費—大量廃棄の社会でもあるが、資源の有限性や環境汚染、全地球的環境問題、廃棄物処理の困難から、これまでのやり方を考えて、廃棄物の削減（reduce）—再使用（reuse）—再生利用（recycle）を行う循環型経済社会に転換することが求められている。このことはただ先進国に求められているだけでなく、発展途上国においても言えることである。中国といえども例外ではない。広大な国土と多くの人口を擁する中国については単に1国の問題にとどまらず全地球的意味も有すると言えよう。そしてその際、環境保護対策は汚染に対する防止処置→予防を主要とする→全過程規制へとより全面的な環境政策がなされるべきとされて来ている。^①

中国における都市化や工業化の並行発展はますます環境問題に重大な状況をもたらしているという。若干古くなつたが、2000年の第5次全国人口調査によれば、都市部（市鎮）の人口はすでに4.56億人となり、全国総人口の36.09%を占め、1990年と比べれば9.86%増加した。同時に地級市は1990年の185個が259個に、県級市は268個が400個に、鎮は12804が20312個に増加したという。都市ゴミの排出総量は1994年の0.8億トンが2010年には9億トンへと11倍の増加となる見通しという。現在の工業固体廃棄物は累積60億トンを超え、1997年の統計では毎年、10.6億トン、県級以上で6.6億トンという。1994年の

工業固体廃棄物の放置面積は55697万㎡で、その内耕地面積の3800万㎡を占めるという。現在の資源の2次平均利用率は世界先進水準の1/4~1/3にしかすぎない。鋼鉄の回収再利用率は世界の70%に比べ、中国は46~47%、有色金属回収利用率は70%に比べ30%、古紙回収利用率は80%に比べ25%、廃棄ガラス再利用率は50%に比し10%にとどまるという。全国での再利用可能な廃棄物の価格は500億元を超え、国民総生産の3%に相当するという。^② その際、中国においては全面的に循環型経済社会を形成する際に、当面は清潔生産^③ということの下からとりかかっている。そこで清潔生産とは何かについてまず見ることにする。清潔生産とは、汚染発生源削減と早期にアメリカなどでは考えられたが、中国においては、「清潔なエネルギーと原材料を採用し、清潔な生産過程を通して、清潔な製品を製造する」ことである。清潔生産は総合予防の環境戦略を持続的に全生産過程及び製品に応用し、それで人類及び環境に対する危険を減少させることである。汚染の末端防止処置にとどまらず、「三廃（廃気、廃水、廃棄物）」を生産過程で、資源化、無害化、最小限化することである。清潔生産には三清^④というものからなるという。

1) まず、清潔なエネルギー。通常のエネの清潔利用、再生可能なエネの利用、新エネの開発、各種の省エネの推進拡大などが属する。(例えば石炭に対するクリーンな利用を行う。都市に石炭ガス、天然ガス等のガス供給。沼のメタンガス、バイオなど再生エネ利用。太陽、風力、波力、地熱エネなど新エネの開発利用。各種省エネ技術の開発利用など。) 2) 次に清潔な生産過程。有害有毒な原材料をできるだけ少量しか用いないかまったく用いない。無毒無害の中間製品を選択する。生産過程中の危険要素を減少させる(例えば高温、高圧、低温、低圧、燃焼し易い、爆発し易い、強騒音、強振動など)。(例えば少廃棄、無廃棄の工法や高効率の設備、物や材料の再循環、簡便で信頼できる生産操作と統御方法、生産管理の完璧化と科学的管理水準を高めることなど。) 3) 第3に、清潔な製品。製品が使用過程や使用後に人体健康に危険な要素を含まないこと。製品設計において、原材料やエネの節約、貴重もしくは稀小な原材料

を少く用いること。製品の包装が合理的で、製品の使用后、回収や再使用、再生が容易であること。使用の寿命や使用の機能が合理的であること、などである。

- ①蔡守秋『環境法学教程』（2003年）p.97，張梓太，吳衛生等編著『環境与資源法学』（2002年）p.64，常紀文，王宗廷主編『環境法学』（2003年）p.137，その他，金瑞林『環境法学』（1999年，2003年）p.323，汪勁『中国環境法原理』（2000年）p.217は前の2つを一般的に述べるにとどめ，全過程規制は固体廃棄物問題において述べている。
- ②童亮，「論循環経済的立法必要性」，同済大学学報（社会科学版），第13巻第1期（2002年），P.96。
- ③清潔生産の定義。国連環境計画局。「総合予防の環境戦略を持続的に生産過程と製品とサービスの中で応用し，そのことで効率を高め，人類及び環境に対する危険性を減少させること」「清潔生産は専門技術を応用し，工法や流通過程を改革し管理を改善して実現する」。生産過程について言えば，「原材料やエネルギーを節約を通して，有毒原材料を淘汰し，すべての排出物及び廃棄物の発生の前にその数量や毒性を減少させる」「製品について言えば」「製品が生命の周期過程で（原料が製品の煉成の最終処理まで）人類及び環境への影響を減少させることを意味する」「清潔生産は専門技術を通して，工法の改良と管理の改善で実現する。」「サービスについて言えば，清潔生産は予防的な環境戦略をサービスに結合させ，サービスの活動に提供することを指す。」中国アジェンダ21。「人々の必要性を満足させることができ，さらに合理的に自然資源およびエネルギーを満足させ，さらに環境を保護することができる実用的生産方法及び措置をさし，その実質はある種の物やエネルギーの消費の最小の人類の生産活動の計画及び措置であり，廃棄物減量化，資源化及び無害化，もしくは生産過程中的消滅である。同時に人体及び環境に対して無害な緑色製品の生産も又，持続可能な発展の深化にともない，ますます今後の製品生産の主導方向となる」。
- ④参照，蔡守秋，「可持続発展与環境資源法制建設」（2003年）P. 282以下，特にP. 284。

中国における清潔生産制度の確立，実施上での障害，問題点を見ると，以

下のような状況という^⑤。中国では最近まで清潔生産については試行、典型提示段階で、やっと2003年から全面実施に入ったかという段階という。多くの企業では清潔生産の実施の意識が欠け、熱意も高くないという。その原因として、1) 中国では先進国と異なり、経済、環境の発展目標で違いが大きく、自身の発展段階にしばられ大多数の企業や郷鎮企業では企業の経費減少の視点から考え、汚染処理の末端処理についてすら積極性を欠き、全過程に及ぶ清潔生産についてはさらにそうであるという。さらに公衆の環境意識がかなり弱く、緑色消費への一般的傾向も未形成で産業界への強い市場圧力、社会公衆圧力の形成がむつかしい、という。2) 環境管理政策と法律、法規の導き、規制力が不足している、という。環境法の思想指導上も末端処理から清潔生産への転換が未完成で、各制度においてもそれが出ている。例えば、適切な生産工法と技術、汚染排出基準、製品の生命周期の評価が不健全で、清潔生産の提起は多いが具体的実行可能な計画がかなり少い。清潔生産の積極的支持、参加、有効な政策措置の配分に欠け、企業の汚染排出行為の統制に対する法的拘束や経済刺激策の形成が困難で、企業の清潔生産の実施の積極性と決心に重大な影響が出ている。3) 第3に、中国の市場経済体制及び企業制度はまだ十分確立してなく、健全でないので、市場メカニズムが有効に発揮されず、利益が十分清潔生産の推進の原動力となっていない。4) 第4に、清潔生産に技術、情報、資金等の障害が存在する。現有技術は遅れたものや清潔生産の裏打ちが欠け、技術の力量が不足しているものが多く、技術の創設、転化、移転、交流機構が未形成であるという。資金支持、関連経済政策に欠けるといふ。又、情報も十分重視されず、情報交流に障害があるという。清潔生産のデータベースも未形成という^⑥。5) 第5に、全社会に清潔生産を推進する協力システムが欠けている。教育、宣伝、環境意識、環境組織等の多くの要素において清潔生産を推進し強化することが不可欠という。

⑤蔡守秋，前掲書P.294。虞磊民「我国現行清潔生産法律制度的不足与完善」能源研究与利

用, 2003年第3期, P.7, 以下。

- ⑥再生資源利用情報については, 陣徳敏, 周辟染, 「論我国再生資源综合利用産業化的情報瓶頸」, 重慶大学学報(社会科学版) 2004年第10巻第4期, P.105以下もある。

第2章 清潔生産の法の歴史的展開

諸外国ではすでに1970年代に, アメリカで, 汚染源の削減という意味での清潔生産の初期思想が提出されたというが, 1989年に国連の環境計画局工業及び環境事務室は国連環境計画政策決定委員会とで専門顧問団を組織し, 清潔生産の概念を提出した^①。1989年5月, 国連環境計画局理事会は世界的範囲で清潔生産を推進することを決議して, 1992年ブラジルでの国連環境と開発大会は持続可能な発展戦略を提供し, その「アジェンダ21」は清潔生産が環境と経済発展を調和させるかなめの方法であることを確認した。さらに1992年10月, パリでの清潔生産の部長級会議及び高級研究討論会を経て, 1998年9月, 10月のソウルでの第5回国際清潔生産高級研究討論会で, 正式に「国際清潔生産宣言」を發布した。

汚染源削減, 全過程規制, 清潔生産推進に関する各国の法制度について見ると, アメリカでは, 1984年に今までの「固体廃棄物処理法」を修正し, 「資源保護回収法」にし, さらに1990年「汚染予防法」を制定し, 汚染源削減の法制度を確立した。カナダは「緑化計画」を制定し, イギリスは1990年, 「汚染防止処置法」を改正し, 汚染規制を対処から予防を主とすることに転換した。ドイツはすでに1986年に「廃棄物管理法」を制定していたが, 1991年「包装条例」を制定し, さらに1996年, 「循環経済と廃棄物包装法」を制定した。又, 日本も80年代末に「廃棄物処理法」を改正し, 1991年に「資源の利用再生を促進することに関する法律」, 1997年「容器包装再利用法」, 2002年「循環型社会形成推進基本法」などを制定して, 循環型経済社会の形成を推進している。その他, 多くの国々(例えば, オーストラリア, 韓国, ニュー

ジールランド、デンマーク、その他に、スウェーデン、フランス、ギリシャ、オランダ、ポルトガル等)も類似の法制度を整備しつつある。

中国における清潔生産の形成と発展は3段階にわけられるという^②。第1段階は、1970年初、とくに1983年から1992年までで、清潔生産の形成段階である。第2段階は、1993年から2002年までで、清潔生産の推進段階である。第3段階は、2003年からで、法にもとづき全面的な清潔生産推進の段階である。

第1段階(1970年初、特に1983年～1992年)。この段階の特徴は、清潔生産が萌芽状態から次第に発展し理念を形成するに至り、環境と発展の対策となった。70年代初から清潔生産の調査や実践を開始し、「予防を主とし、防止処置と結合し」、「综合利用、害を変えて利とする」の方針を提出していた。70年代末には、「管理を強化し、工法を改良し、综合利用を行い、再利用を通して廃棄物を宝に変え、全力で『三廃(廃気、廃水、廃物)』を生産過程で消滅させる」方針を提出した。1979年の「環境保護法(試行)」は「無汚染もしくは少汚染の新工法、新技術、新製品を積極的に試験及び採用する」「企業管理を強化し、文化的生産を実行し、環境を汚染する廃気、廃水、廃物に対して、综合利用を実行し、害を変えて利とすることが必要である。排出することが必要なときは、国が規定する基準を遵守することが必要である。」と規定した。「80年代初め、国民経済の調整と結合して、削減費が高く、浪費が大、汚染が重大な企業の部分に調整と整頓を行い、内容を主として拡大再生産の路上に建設の重点を移転させ、廃棄無しか少ない清潔生産を推進することにした。1983年の国务院の「技術改造を結合させ工業汚染を防止処置することに関するいくつかの規定(关于結合技術改造防治工業汚染的几項規定)」は、中国の工業汚染防止処置の主要な経験と方法を概括し、先進の技術と設備を採用することを通して、資源、エネルギーの利用率を高めることを強調し、生産過程において汚染物を除き、さらに技術改造案に具体的要求を出した。1989年の「環境保護法」は「工業企業の新設及び現在の工業企業の技術改造は、資源利用率が高く、汚染物の排出量が少ない設備及び工法を採用し、

経済的に合理的な廃棄物総合利用技術及び汚染物処理技術を採用しなければならない」(25条)と規定する。清潔生産活動は、さらに企業の試行場所で模範を示し、宣伝研修、機構建設、国際協力、政策研究作成の面においてかなりの進展を見、工業汚染防止戦略の変転の重要な内容となった。

法律、法規及びその他の規范文書において全過程統制及び清潔生産について明確な規定がおかれた。1992年8月、国務院が提出した「中国の環境と発展十大対策」は、清潔生産を強調し、新建築、改築、拡大建築の事業での技術起点を高い、できるだけエネルギー消費と物品消費が少く、汚染物排出量が少い清潔生産工法が必要と要求した。

第2段階(1993年～2002年)。この段階の特徴は清潔生産が戦略から実践に至って、著しい進展を見た。1993年10月、上海で第2回全国工業汚染防止処置会議を開催したが、その会議の主要な内容は、「三つの転換」を実現すること、清潔生産を推進することであった。その内の1つの重要な転換は末端の対処から工業生産全過程で汚染を規制することであった。1994年3月、国務院が承認発布した「中国アジェンダ21(21世紀議定書)」は清潔生産を重点項目の1つに列挙した。1996年3月、第8期全国人民代表大会第4回会議は、「中華人民共和国国民経済及び社会発展『九五』計画及び2010年遠景目標綱要」を審議通過させ、清潔生産を1つの重要な環境保護の措置として推進した。8つの環境保護対策の内に省エネ、クリーン生産推進が明記された。^③「国家環境保護『九五』計画及び2010年遠景目標」は、「技術進歩を結合させ、清潔生産を積極的に推進する」ことを工業汚染防止処置の主要任務の1つとして明確にし、中国の清潔生産を推進する工業として、化学、鉄鋼、建設材料、軽工業、医薬工業及び郷鎮工業を挙げた。国家環境保護局、国家計画委員会及び国家経済貿易委員会が連合で作成した「世紀をまたぐ緑色工業工事計画第1期(1996-2000年)」は「予防を主とし、防止と処置を結合する」の方針を貫徹し、清潔生産を全力で推進し、全過程規制を実施する」のを計画の項目編成の原則の1つとした。

1994年以降、新しい環境汚染防止処置の法律、法規は明確に清潔生産の要

求の実施を提出し、工業生産過程でできるだけ汚染物質及び廃棄物の減量化、資源化及び無害化を奨励し、展開を支持する。「固体廃棄物環境汚染防止処置法」(全6章, 77ヶ条)(§ 4)(1995年)^④は次のように規定する、「都市人民政府は計画をもって燃料構造を改良し、都市の石炭ガス、天然ガス、液化ガス及びその他の清潔エネルギーを発展させる。国は清潔生産を展開し、固体廃棄物の生産量を減少させることを奨励し、支持する」。各種の汚染規制法も改正が行われてこれらに対処した。「大気汚染防止処置法」(§ 15)(1995年, 2000年改正)は「企業は優先してエネルギー利用率が高く、汚染物排出量が少い清潔生産工法を採用し、大気汚染物の生産を減少させなければならない。国は太陽エネルギー、風力エネルギー、水力エネルギー等の清潔エネルギーの開発、利用を奨励する」と規定する。さらに清潔エネルギーの使用に関する若干の規定をおいた。「水汚染防止処置法」(§ 22)(1996年)は「企業は原材料の利用率が高く、汚染物排出量の少い清潔生産工法を採用し、さらに管理を強化し、水汚染物の産出を減少させなければならない」と規定する。さらに「海洋環境保護法」(2000年)(§ 13-2)は「企業は清潔エネルギーを優先して使用し、資源利用率が高く、汚染物排出量が少い清潔生産工法を採用し、海洋環境に対する汚染を防止しなければならない」と規定する。「エネルギー節約法」(全6章, 50ヶ条)(1997年, 1998年施行)は、省エネ技術と工法、設備を採用し、エネルギー利用率を高め、国民経済を省エネ型に転換させ、同時に汚染物を減少させ、エネルギー消費の高すぎる工業プロジェクトの新建築を禁止し、エネルギー消費の高すぎる製品、設備を淘汰することを強調する^⑤。「国务院の環境保護の若干の問題に関する決定」(1996年)も「あらゆる大・中・小型の新建築、拡大建築、改造建築及び技術改造プロジェクトは、技術起点を高め、エネルギー消費や物品消費が小で、汚染産出の少い清潔生産工法を採用することが必要である」と述べる。1997年4月、国家環境保護局が制定した「清潔生産の推進に関する若干の意見」は、現行の環境管理制度の改革と清潔生産の推進を結合して、基本的な枠組、考え方及び具体的な方法を提出した。改正後の「大気汚染防止処置法」, 「水汚染防

止処置法」, 及び新しく制定した「固体廃棄物環境汚染防止処置法」(1995年), 「環境騒音汚染防止処置法」(1996年)において, 重大な環境汚染をもたらす遅れた工法及び設備の生産, 販売, 使用, 輸入の厳格な制限及び禁止を規定し, さらに制限もしくは禁止する工法のリストと設備のリスト(いわゆる「ブラックリスト」)を制定することを要求した。「国務院の環境の保護の若干の問題に関する決定」及び国務院の同意を経て国家環境局が発布した「『国務院の環境保護の若干の問題に関する決定』に関する問題の貫徹に関する通知」(1996年9月)は重大な汚染の「15の小^⑥」に対して取締, 閉鎖を実行しもしくは生産停止, 転産を命ずる「関, 停, 禁, 転, 改」の規定を行った。

従来の汚染源に対する汚染工法, 設備及び汚染物処理施設の規制を主要とするものから, 最近では製造と消費の結節点への規制へと拡大し, 清潔な製品の生産と使用を提唱する。例えば, 有機リン洗剤, 有鉛ガソリン等に対する規制, オゾン層破壊物質の代替品の生産, 使用, 輸入の奨励, 支持である。国務院は1998年の決定で, 2000年1月1日から全国で有鉛ガソリンと低水準(90号以下)の車用ガソリンの生産を停止した。2000年7月からそれらの販売と使用を禁止した。都市の市バスは一步一步, 天然ガス, 電力等の清潔燃料を採用する。新しく生産したセダンは電子噴射装置を採用し, 排気浄化装置をとりつけることが必要である。改正後の「大気汚染防止処置法」以後に発布した規範的文章において, 期限つきで小型の石炭燃焼火力発電所を淘汰し, 高濃度の硫黄を含む(含硫黄量3%以上)石炭の産出と輸入を制限し, 高汚染燃料の販売と使用を禁止し, 清潔エネルギーの採用に期限をもうけた。

中国では1993年から正式に清潔生産を企業での試行, 典型の指示及び活動の推進拡大で開始した。国家環境保護局は3つの省, 3つの都市, 11の業界の51企業で清潔生産, 環境会計検査試行を行った。1996年から「中国-カナダ清潔生産協力」, 「中米清潔生産協力」等の国際協力事業で中国の清潔生産活動を推進し, さらに国際的なものと軌道を接した。1994年末, 国家環境保護局の承認を得て国家清潔生産センターが成立した。1996年末には全国清潔

生産ネットワークを設立した。1998年には紡織業界の改造を行い、自動車産業政策、さらに建材、化学、造紙、冶金、電力等の工業の産業政策もしくは発展政策はすべて環境への重大な汚染への工法及び設備に制限を行うか禁止を行った。この時にはすでに全国で400の典型、試行拠点ができており、24の省（自治区、直轄市）で典型拠点は、化学、軽工業、建材、冶金、石油化学、電力、飛行機製造、医薬、鉱物採取、電子、煙草、機械、紡織、染色さらに交通などの業界に及んでいた。清潔生産の実施は年に5億元の経済効果を得させ、環境への効果は明らかで、CODの排出は年7.8万トン減少させ、排水量は年126万トン減少させ、排気量は年8億 m^3 減少させた^⑦。1999年、国家経済貿易委員会は「清潔生産典型、試行拠点の計画に関する通知」を發布し、北京、天津、上海、重慶、沈陽、大原、済南、昆明、蘭州、阜陽等10の都市と石油化学、化学、冶金、軽工業、船舶等の5業界で清潔生産の試行と典型を実施した。2001年からは遼寧省も100の企業で清潔生産の試行拠点を実施し、約20%の汚染物を削減した。環境保護第10次5ヶ年計画(2001~2005年)(2001年12月)において産業汚染対策の目標、指標に次ぐ5つの任務中に1)と4)でクリーン生産の推進が挙げられた。^⑧ 中国とカナダの清潔生産国際協力項目ネットセンター(中・英文)は1995年5月に設立して以来、すでに100ヶ国の100万人がセンターを訪れた。これらの活動で清潔生産は資源を節約し、汚染を削減し、汚染処置の施設の建設と運用費用を低下させ、企業の効率と競争能力を高めるということを証明した。

清潔生産は2001年に中国がWTOに加入して以来、さらに緊要な意味を有するようになった。国際貿易において、環境問題は重要な非関税障壁の問題となり、人の健康、動植物に危険なものは輸入が禁じられることから、環境配慮の製品産出の基準クリアが不可欠な要請ともなった。^⑨ 2002年6月29日、全人代常務委で「清潔生産促進法」が制定され、より全面的な法規定の下で清潔生産が推行されるようになった。

第3段階(2003年~現在)。清潔生産促進法が施行され、その下で清潔生産の推進がなされる。清潔生産審核暫行弁法も2004年8月16日發布され(2004

年10月1日施行), その他の法規定の整備も進められようとしている。

- ①中国における環境法の展開については、片岡直樹、『中国環境污染防治法の研究』(1997年) P.15以下。汪勁『中国環境法原理』(2000年), P.432以下。Gorild Heggelund, *Environment and Resettlement Politics in China* (2004年), P.135以下。清潔生産(クリーン生産, (cleaner production))の歴史的展開については、参照、蔡守秋等著『可持続発展と環境資源法制建設』(2003年) P.285以下。その他江偉鈺「論清潔生産和良性循環經濟立法与WTO規則」広東商学院学報2003年第2期, P.95。俞金香「循環經濟及其法律調整」甘肅社会科学2003年第6期, P.130。王彬輝「循環經濟立法制度完善之我見」時代法学2004年第2期, P.88以下。
- ②中国の清潔生産の展開については、その段階区分も含めて、超家華「清潔生産回顧と展望」, 産業与環保2003年第2期, P.4以下。及び、蔡守秋, 前掲書, P.287以下。
- ③中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック2005-2006年版』P.131
- ④「固体廃棄物環境汚染防止処置法」に関しては紙野健二ほか、「翻訳「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」法政論集176号458頁(1998年)」、汪勁, 前掲書P.212以下。金瑞林主編, 前掲書P.316以下。蔡守秋主編『環境法学教程』(2003年) P.239以下。張梓太, 吳衛生等編著, 前掲書P.207以下。常紀文, 王宗廷主編, 前掲書P.213以下。王燦堯『環境法学教程』(1997年) P.230以下。魏淑芬『環境法概論』(2002年) P.242以下。韓德培, 陳漢光『環境保護法教程』(2003年) P.308以下。周珂『環境法』(2000年) P.197以下。黄錫生, 李希昆『環境与資源保護法学』(2002年) P.177以下などなど。金瑞林主編, 前掲書P.317によれば、固体廃棄物は、各種基準により、a) 有機廃棄物と無機廃棄物に、b) 固体廃棄物と半固体廃棄物に、c) 危険廃棄物と一般廃棄物に、d) 鉱山廃棄物, 工業固体廃棄物, 都市ゴミ, 農業廃棄物及び放射性固体廃棄物, に分類できる、という。95年法の原則は、1. 固体廃棄物に減量化, 資源化及び無害化を行い(「三化」), 2. 固体廃棄物に全過程管理を実行し(法§§15~19), 3. 固体廃棄物に分類管理を行うとしている。前述でd) では工業固体廃棄物が大部分を占めるようである。
- ⑤「エネルギー節約法」に関しては、曹康泰主編『中華人民共和国節約能源法釈義』(1998年)を参照。

- ⑥15の小とは15の小企業のことで、小型の造紙、製革、染料、土法コークス、硫黄精錬、ヒ素精錬、水銀精錬、鉛・油精製、金選別、農薬、電気メッキ、石綿、放射性製品などをさす。
- ⑦天津、遼寧、山東等の9省市の数量統計によると、郷鎮企業を含んだ全工業汚染源で、大気汚染物放出目標達成率は56.16%、水汚染排出目標達成率は約46.48%で、全国の水準をほぼ反映しているという。全国62,867の県級県以上の統計資料によると水については目標達成率は1991年の50%から'96年の59.1%に、大気汚染については'91年の64.8%から'96年の75%に高められ、2000年の工業汚染源排出目標を達成したが、10年かかったとのことである。
- ⑧『中国環境ハンドブック2005-2006年』P.140, P.309
- ⑨江偉鈺, 前掲論文, P.93, P.94。李蒙, 「関于『中華人民共和国清潔生産促進法(草案)』的説明」, 全国人民代表大会常務委員会広報2002.4. P.296 (以下では李蒙「説明」と表示する。)

第3章 清潔生産促進法の内容

2002年6月29日制定の清潔生産促進法は6章全42条の法律である(2003年1月1日から施行)^⑩。第1章, 総則(§1~§6), 第2章, 清潔生産の推進(§7~§17), 第3章, 清潔生産の実施(§18~§31), 第4章, 奨励措置(§32~§36), 第5章, 法的責任(§37~§41), 第6章, 附則(§42), からなっている。同法については1996年からすでに全人代の環境資源委員会で起草グループがおかれ, 3年余の検討を経て, 2001年11月に草案が作成され, 国務院や各部門に送付され意見を求めたとのことである。その間, フランスやカナダの国の状況を調査し, 国内でも各部門, 省, 自治区, 直轄市, 研究部門, 大学, 企業, 専門家の意見を聴取し, 北京, 山西, 安徽, 山東, 雲南等の模範都市, 企業でも調査した。その結果, 第9期全人代の環境と資源保護委員会が2回の審議で草案を作成したものという。その内容を見てみ

ると、まず、同法の高度の戦略性を規定している。目的規定である第1条は「清潔生産を促進し、資源利用効率を高め、汚染物の産出を減少及び回避し、環境を保護し及び改善し、人体の健康を保障し、経済と社会の持続的発展を促進するために、本法を制定する」と規定し、持続的な発展を指導思想としている。この思想が清潔生産の基礎となっている。

次に、社会主義市場経済に対応するために、同法の基本的姿勢は、企業等の市場主体の自主性を尊重することにして、清潔生産への誘導、奨励や支持を主要とし（例えば§4）、生産、サービスの過程に多くの直接的な行政を干与させ制裁規定をおくことを従としている。清潔生産制には3類型があると考えられ、第1は、企業の自発性に期待する型、第2は、経済政策の手段により行政の干与、奨励等によるもの、第3に法的な制度にもとづく行政主体の命令と規制と経済手段、宣伝などを通して推進するものであるが、中国では主として第3型になって来たという。^②

第3に、清潔生産を次のように定義する（2条）、「不断に改良した設計を採用し、清潔なエネルギーと原料を使用し、先進的な工法技術、設備、管理の改善、総合利用等の措置を採用し、汚染発生源から汚染を削減し、資源効率を高め、生産、サービス及び製品使用の過程中的での汚染物の産出と排出を減少もしくは回避させ、そのことで人類の健康や環境に対する危害を軽減もしくは除去すること」と。さらに、中国の国内で、「生産とサービス活動を行う職場や管理部門は」同「法の規定に従い、清潔生産を組織、実施しなければならない」（3条）とする。1）同法の適用範囲は第1次産業、第2次、第3次産業の生産、サービスの全領域である。伝統的工業だけでなく、農業、サービス領域でも清潔生産を行う。2）さらに政府の責任は支持、奨励が主要で、異なる生産領域に異なる清潔生産促進法を作ることまでは必要でなく、清潔生産は漸進的な過程なのであまり狭く領域設定して将来の障害を作ることのないように空間をあけておくことにした。3）工業生産領域で清潔生産を実施するのに具体的規定をおくだけで、農業、サービス業の領域では清潔生産の実施についての原則的要求をおくにとどめ、国民の生活領域での消費

製品の問題については規定をおいていない。このように当面の工業領域において清潔生産を推進することで満足し、今後の他の領域については空間をあけている。その理由は中国では汚染の70%は工業部門から発生しており、とりあえず、その部分から対処したものという。^③

第4に国、地方の政府の清潔生産への干与に関してはいろいろな方法を通して行うことが規定されているが、そのことと強制的な権限行使との関係はほとんどとられていない。第1章の総則部門において、国の清潔生産を奨励、促進すること（§4-1）及び国務院、県級以上の政府の清潔生産を国民経済社会発展計画や環境保護、資源利用、産業発展、区域開発等の計計に組入れ義務（§4-2）。国務院の経済貿易部門は全国の清潔生産の組織、調査に責任を負い、国務院の環境、計画、科学技術、農業建設、品質技術監督部門は職責の清潔生産の促進に責任を負い（§5-1）、県級以上の地方政府は当地の清潔生産の指導に責任を負い、その経済貿易部門は当地の清潔生産の組織、調整に責任を負い、その環境、計画、科学技術、農業、建設、水利、品質技術監督部門は職責に応じ清潔生産の促進に責任を負う（§5-2）。国は清潔生産に関する科学研究、技術開発、国際協力、組織宣伝を行い、清潔生産の知識の普及及び清潔生産技術を広めるのを奨励し、団体、公衆の清潔生産の宣伝、教育、普及、実施、監督への参加を奨励する（§6）、としている。さらに第2章の「清潔生産の推進」では11ヶ条にわたって行政の措置を規定する。それらの中にはさまざまなものが含まれている。例えば、1）清潔生産に有利な税財政政策制定義務（国務院、§7-1）、有利な産業政策、技術開発政策、推進政策制定義務（国務院、主管部門、省、自治区、直轄市、§7-2）、2）有利な計画の作成、（同級の）環境、計画、科学技術、農業、建設、水利部門との協議（県級以上の地方政府の経済貿易部門、§8）。区域、経済配置の合理的計画、産業構成調整、循環経済の発展、企業の資源廃棄物の総合利用と資源の高率利用の協力促進（県級以上の地方政府、§9）。3）清潔生産の情報の組織整備と提供義務（国務院と省、自治区、直轄市の経済貿易、環境保護、計画、科学技術、農業部門、§10）。関係部門と協議

し、定期的に清潔生産の技術、工法、設備、製品の指導目録を発布（国务院の経済貿易部門、§11-1）し、業界や地区の清潔生産の指南、技術に関する手帳を組織し、実施を指導する（国务院及び省、自治区、直轄市の経済貿易、環境、農業、建設部門、§11-2）。4）期限付き淘汰の制度。汚染大の生産技術、工法、設備、製品の期限付き淘汰の実施（国、§12-1）。リストの作成と発布（国の経済貿易部門、§12-2）。5）ワッペンの作成、基準の制定。省エネ、節水、廃棄物再生利用等の標識作成、基準制定（国务院の関係部門、§13）。6）環境資源保護に有利な製品の研究、開発、典型の普及の指導（県級以上政府の科技部門、§14）、清潔生産の研修、宣伝、組織（国务院の教育部門、県級以上の政府の同部門、§15）、マスコミ団体の宣伝義務（§15-2）。7）省エネ、節水、廃棄物再生利用などの環境保護製品の優先購入義務（各級政府、§16-1）、公衆への購入、使用奨励義務（各級政府、§16-2）。8）清潔生産実施の監督強化義務、基準超過の企業名簿のメディアでの公布義務（省、自治区、直轄市の環境保護部門、§17）、などである。政策制定（有利な税財政政策も含まれる）、計画作成、基準制定などを除けば優先購入、監督強化などに加えて協力促進、情報整備、提供、指導教育、宣伝、公表などほとんどが非権力的な事実行為に属するものである。期限付き淘汰やワッペンの作成などは目新しいものに属する方策とも言えるかもしれない。いずれの手段にも違反した場の強制執行や制裁が結びついてはいないことから、いかにしてその実施を担保するのかという問題は伴うようである。

第5に、生産経営者に対する要求として、第3章は「清潔生産の実施」の部分で経営者に3種類のものを行っている。1つは指導的な要求、2つは強制的要求、3つは自発性の要求の3類型である。1）指導的な要求には法的責任が付随しないもので、これに属するものは比較的多い（§§18, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 28など）。このものには建設や設計活動には優先的に清潔生産方式を考慮することを要求する（§18）。技術改造を求める（§18）とか、企業の清潔生産審査などである。2）自発的な要求とは§§29, 30の規

定がそれにあたり企業が資源節約、汚染物排出量削減の協定を自発的に締結するとか、環境管理認証を企業が自発的に申請すること（§30）などである。

3）強制的要求は生産経営者が履行しなければならない義務を規定しており比較的少い（§§21, 22, 24, 27, 28など）。国の基準に適合する建材、部品、設備を採用し、有毒有害な基準を超えるものの使用を禁止し（§24-2）製品及び包装物に標識をとりつけ、回収を強制するもの（§27）や、企業に強制的に清潔生産の審査を行うもの（§28）、重大な汚染物の排出を行う企業に主要な汚染物の排出状況を定期的に公布する（§31）ことを要求するものなどである。^④

第6に、清潔生産の奨励の措置について見ると、第4章に規定がおかれているが、それ以外の部分にも規定があり、市場メカニズムを活用して清潔生産を奨励、支持しようとしている。第4章以外では、第7条で、「国務院は清潔生産の実施に有利な財政税收政策を制定しなければならない。国務院の関係行政主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は、清潔生産の実施に有利な産業政策、技術開発及び普及政策を制定しなければならない」と規定し、税財政政策などの対処を求めている。又、第16条は優先購入を規定する。「各級政府は省エネ、節水、廃棄物再生利用等、環境と資源保護の製品を優先的に購入しなければならない」、と。同時に各級政府は公衆がこの種の製品を購入し使用することを奨励しなければならないとする。さらに表彰や奨励を職場、個人に与えると第32条は規定し、第33条で、清潔生産の研究、典型提示及び教育、さらに自発的排出物削減協定（§29）中の技術改造に資金提供し、第34条は中小企業に対し中小企業発展基金による清潔生産実施への支持を規定する。第35条は減免税であり、第36条は「企業が清潔生産の審査及び研修に用いる費用は、企業の経営コストに組入れることができる」と規定する。

第7に、法的責任についてであるが、§§37-41の5ヶ条と比較的少ない。§§21, 24, 27-1, 28-3, 31の規定に反した時（材料成分の説明が無いないし偽り、基準を越える有毒有害物質の生産販売、回収義務違反、義務的審

査の回避及び虚偽報告, 汚染物排出状況の公表違反など), 改正を命じ従わないときは5万元ないし10万元の過料とするものである。

①清潔生産促進法の内容については, 前掲, 李蒙, 「説明」, 及び, 王茂林, 「全国人大法律委員会関于『中華人民共和国清潔生産促進法(草案)』審議結果報告」, 全国人民代表大会常務委員会公報2002, 4, P.300以下。郝華「論我国『清潔生産促進法』的特色」陝西環境第10巻第3期, 2003年6月, P.28以下。黄震「浅談清潔生産与『清潔生産促進法』」今日印刷2003, 6, P.9以下。

②蔡守秋, 前掲書P.303。虞磊民, 前掲論文, P.9。

③郝華, 前掲論文, P.29。

④李蒙, 前掲論文, P.298。郝華, 前掲論文, P.29。

第4章 現行法制度の評価と課題

中国においては, 現在, 依然として, 技術上の問題や, 行政, 企業の経済, 資金的な問題, さらに一般市民の意識や教育訓練などでの弱さから, 清潔生産の推進の上ではまだまだ不十分である, とのことであるが, ここでは法制度の側面を中心に状況を検討する。「清潔生産促進法」が制定されたが, それによって中国の循環型経済社会の法体系は全面推進の開始ということであろう。中国における再生資源の年回収総量は5000万トンを超えるが, 鉄鋼も高くないが, 有色金属, 造紙, ゴム等の工業界は30%程度が再生資源であるという。そうした中で依然以下のような立法上の欠陥を有するという^①。1) まず, 資源の循環利用に有力な法的根拠がないこと。経済の急速な拡大がなされているが, 廃止家電の処理の問題も含めて, 「再生可能エネルギー法」^②や資源の総合利用に関する「資源総合利用法」などが無い。2) 法律中には資源の循環利用に関する内容を有するものがあるが, 循環経済の理念を明確にしての法律を明確にしていない。「汚染-防止処置」型にとどまる。例えば固体廃棄物環境汚染防止処置法は廃棄物は単に有害物であるという理解が

主で、又、循環利用の観念を明確にしていない。3) 法律の規定は原則のみを強調し、具体的な利用性が弱い。例えば環境保護法の第25条の規定。宣言的なものに止まり、法律上の強制力や執行力はない。

そこで以下のような立法上の提案も論じられるに至っている。1) まず「憲法」及び「環境保護法」中に明確に循環型経済を形成することを理念として盛り込む改正をすること^③。2) 単行法として、基本法たる、「循環経済促進法」^④を、次に総合的法として「清潔生産促進法」の明確化と「資源総合利用法」の制定を、さらに具体的法としての「再生可能なエネルギー法」、「廃棄旧家電利用法」、「緑色購買法」などなどの制定を行うこと。3) さらに立法中においていくつかの原則を明確に盛り込むことも必要とする。それらはa)「予防を主とし」及び「三化（廃棄物を少くし、できるだけ資源化し《再利用、再生利用》、最後に残ったものを無害化する）」の原則を貫くこと。b) 次に生産者の資源の循環利用に対する責任を明確に規定する。生産者の責任には2種類あり、1つは基本責任であり、他は拡大責任である。前者の生産者の基本責任とは、生態効率の理念にもとづき、清潔生産を推進し、製品及びサービス中の物資やエネルギーの使用量を減少させ、汚染物の排出を最小にすることである（これはすでに清潔生産促進法で第3章でいくつか規定している。）。後者の生産者の拡大責任とは、いわゆる拡大生産者責任のことで、生産者がその製品が人々により使用されもしくは廃棄された後に、その製品が適切に資源の循環利用及び処理されるようにする生産者の責任である。製品の廃棄後の回収などにここに含まれる。中国の1997年法ではこの制度は盛り込まれてはいない。c) 政府の職責を明確にすること。i) 規則や計画の制定。例えば山東省は2003年に「資源総合利用613計画」を実施したが、全省で300の大規模な総合企業を「資源総合利用産業及び循環経済を発展さす中核企業」に指定したことなど。ii) 政府の指導機能を発揮する。iii) 政府の監督管理制度を改善し権限を行使する。中国では各種の規制法（廃気、廃水、廃棄物、騒音など）で排出を規制しているが、それらの排出基準を遵守させ、違反に対する課徴金の徴収、処罰、さらには環境影響評価

制度や「三同時」制度、環境の汚染防止処置などと結合して対応することが依然重要である^⑤。iv) 技術情報提供や相談を行うこと。v) 研究基金の設立、資源環境利用市場の形成、資金投入の強化。清潔生産に関する会計制度も重視、明確化していくことが必要とされている。4), 社会諸団体組織の活動を強化させ、市民消費者の参加をうながす(中国ではこの点住民参加の制度化はまだまだ不明確である、という。例えば基準設定や評価制度への参加などが考えられる。5) 最後に、実施細則の制定。例えば、清潔生産促進法の実施のために「清潔生産審査弁法」, 「製品の強制回収及び包装物の回収管理弁法」, 重点業界の清潔生産評価指標, を制定し、資源回収利用のための「資源総合利用目録」, 「再生資源回収利用管理条例」^⑥, 「廃棄旧中古家電, コンピューター回収利用管理弁法」, 「木材節約代用管理弁法」などなど、である。

- ①王彬輝, 前掲論文, P.89以下。馬驥聡, 「論我国環境資源法体系及健全環境資源立法」, 現代法学第24巻第3期(2002年), P.61以下。特にP.62以下。
- ②再生可能なエネルギー法については例えば、肖江平「我国『可再生能源促進法』的制度改革設計」, 中国法学2004年第2期, P.101以下などがある。
- ③環境保護法の全面改正については、王勁「從環境基本法的立法特徵論我国『環境保護法』的修改定位」, 中外法学2004年第16巻第4期, P.472以下でも提案されている。そこでは同法がまず出来て後単行諸法が作られたが、環境関連法が一応できた中で、それらをふまえて内容を整備し、基本法として全人代の総会で決定すべしとする。清潔生産についてはP.484。
- ④王彬輝, 前掲論文, P.90。俞金香, 前掲論文P.131。
- ⑤俞金香, 前掲論, P.131。
- ⑥これはすでに2002年段階で国务院の立法計画に、組入れられているという。「再生資源回収利用管理将立法」中国橡胶第18巻第12期P.12(2002年)

(資料) ; 中華人民共和国清潔生産促進法 (仮訳)

(2002年6月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議通過2002年6月29日中華人民共和国主席令第72号公布)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 清潔生産の推進
- 第3章 清潔生産の実施
- 第4章 奨励措置
- 第5章 法的責任
- 第6章 附則

第1章 総則

§ 1 清潔生産を促進し、資源利用効率を高め、汚染物の生産を減少及び回避し、環境の保護と改善、人体の健康の保障、経済と社会の持続可能な発展を促進するために、本法を制定する。

§ 2 本法の言う清潔生産とは、不断に改良した設計を採用し、清潔なエネルギーと原料を使用し、先進的な工法技術、設備、管理の改善、総合利用等の措置を採用し、発生源からの汚染を削減し、資源利用効率を高め、生産、サービス及び製品使用の過程中的での汚染物の産出と排出を減少もしくは回避させ、そのことで人類の健康や環境に対する危害を軽減もしくは除去すること、を指す。

§ 3 中華人民共和国の領海内で、生産やサービス活動を行う職場及びそれに関連する活動を行う部門は本法の規定に照して、清潔生産を組織、実施す

る。

§ 4 国は清潔生産を奨励及び促進する。国務院及び県級以上の地方人民政府は、清潔生産を国民経済及び社会発展計画さらに環境保護、資源利用、産業発展、区域開発等の計画に組入れなければならない。

§ 5 国務院経済貿易行政主管部門は全国の清潔生産の促進活動の組織、調整に責任を負う。国務院の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督等の行政主管部門は、各自の職責に照して、関係する清潔生産の促進活動に責任を負う。

県級以上の地方人民政府は同行政区域内の清潔生産促進活動の指導に責任を負う。県級以上の地方人民政府経済貿易行政主管部門は同行政区域内の清潔生産の促進活動の組織、調整に責任を負う。県級以上の地方人民政府の環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利及び品質技術監督等の行政主管部門は、各自の職責に照して、関係する清潔生産の促進活動に責任を負う。

§ 6 国は清潔生産に関する科学研究、技術開発及び国際協力、組織宣伝を展開し、清潔生産の知識の普及、清潔生産技術を広める、ことを奨励する。

国は社会団体及び公衆が清潔生産の宣伝、教育、普及、実施及び監督に参加することを奨励する。

第2章 清潔生産の推進

§ 7 国務院は清潔生産の実施に有利な税財政政策を制定しなければならない。

国務院及びその関係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は、清潔政策の実施に有利な産業政策、技術開発及び推進政策を制定しなければならない。

§ 8 県級以上の人民政府経済貿易行政主管部門は、環境保護、計画、科学技術、農業、建設、水利等の関係行政主管部門と会議を開き清潔生産の推行計画を制定しなければならない。

§ 9 県級以上の地方人民政府は同行政区域の経済配置を合理的に計画し、産業構成を調整し、循環経済を發展させ、企業の資源及び廃棄物の総合利用等の領域での協力を促進し、資源の高率な利用と循環使用を実現しなければならない。

§ 10 国務院及び省、自治区、直轄市人民政府の経済貿易、環境保護、計画、科学技術、農業等の関係行政主管部門は、清潔生産情報系統及び技術諮問サービス体系の設立を組織及び支持し、社会に対して清潔生産の方法と技術、再生利用可能な廃棄物の需要供給、さらに清潔生産政策等の領域の情報とサービスを提供しなければならない。

§ 11 国務院経済貿易行政主管部門は国務院の関係主管部門と会議を開き定期的に清潔生産技術、工法、設備及び製品の指導目録を發布する。

国務院及び省、自治区、直轄市人民政府の経済貿易行政主管部門と環境保護、農業、建設等の関係行政主管部門は業界もしくは地区の清潔生産指南及び技術に関する手帳の編成を組織にし、清潔生産の実施を指導する。

§ 12 国は資源を浪費し及び環境汚染が重大な遅れた生産技術、工法、設備及び製品に対し期限付き淘汰の制度を実行する。国務院経済貿易行政主管部門は国務院の関係行政主管部門と会議を開き期限付きで淘汰する生産技術、工法、設備さらに製品のリストを制定し發布する。

§ 13 国務院の関係行政主管部門は必要性にもとづき省エネ、節水、廃棄物再生利用等の環境と資源保護の面の製品標識の設立を承認し、さらに国家の規定に照して相応の基準を制定することができる。

§ 14 県級以上の人民政府の科学技術行政主管部門及びその他の関係行政主管部門は、清潔生産技術及び環境と資源保護に有利な製品の研究、開発さらに清潔生産技術の模範と普及活動を指導し、支持しなければならない。

§ 15 国務院の教育行政主管部門は、清潔生産技術及び管理課程を高等教育、職業教育及び技術研修に関する体系に組入れなければならない。

県級以上の人民政府の関係行政主管部門は清潔生産の宣伝と研修の展開を組織し、国家の公務員、企業経営管理者及び公衆の清潔生産の意識を高め、清潔生産管理者及び技術員を養成する。

新聞出版、テレビ放送、文化等の職場及び関係社会団体は、各自の有利さを発揮して清潔生産の宣伝活動を上手に行わなければならない。

§ 16 各級人民政府は省エネ、節水、廃棄物再生利用等環境と資源保護の製品を優先的に購入しなければならない。

各級人民政府は宣伝、教育等の措置を通して、省エネ、節水、廃棄物再生利用等環境と資源保護に有利な製品の購買、使用を公衆に奨励しなければならない。

§ 17 省、自治区、直轄市人民政府の環境保護行政主管部門は、清潔生産の実施の監督を強化しなければならない。清潔生産を促進する必要に照して、企業の汚染物の排出の状況にもとづき、その地の主要なメディアで定期的に汚染物の基準超過の排出もしくは汚染物の総量が規定の限度額を超過する重大な汚染の企業名簿を、公布し、公衆が企業が清潔生産を実施するのを監督するために根拠を提供しなければならない。

第3章 清潔生産の実施

§18 プロジェクトの新築、改築及び拡張は環境影響評価を行い、原料使用、資源消費、資源総合利用さらに汚染物の産出と措置等に対して分析や専門家会議を行い、資源利用率の高くさらに汚染物の産出量の少ない清潔生産技術、工法と設備を優先的に採用しなければならない。

§19 企業は技術改造を行う過程において、以下の清潔生産の措置をとらなければならない、

(1) 毒性が大、危害が重大な原料のかわりに、無毒、無害もしくは低毒、低害の原料を採用する、

(2) 資源利用率が高く、汚染物産出量の少ない工法や設備を、資源利用率が低く、汚染物の産出量の多い工法や設備にかえて、採用する。

(3) 生産過程で生じた廃棄物、廃水及び余熱等に対して综合利用もしくは循環使用を行う、

(4) 国家もしくは地方が規定する汚染物排出基準及び汚染物排出総量規制指標を達成することができる汚染防止処理技術を採用する。

§20 製品や包装物の設計は、その生命周期中で人類の健康と環境への影響を考慮し、優先的に無毒、無害、分解しやすいかもしくは回収利用に便利な方策を選択しなければならない。

企業は製品を合理的に包装し、包装の材料の過度の使用と包装の廃棄物の産出を減少させなければならない。

§21 大型の機械電気設備、動力運輸機械を生産しさらに国務院経済貿易行政主管部門が指定するその他の製品の企業は、国務院の標準化行政主管部門もしくはそれが授権した機関が技術規範に照して、製品の部材上に材料の成分の基準銘柄を明記しなければならない。

§ 22 農業生産者は化学肥料，農薬，農業用薄膜や飼料添加剤を科学的に使用し，植付け及び養殖技術を改善し，農業製品の優良化，無害化及び農業生産廃棄物の資源化を実現し，農業環境汚染を防止しなければならない。

有毒，有害廃棄物を用いて肥料を作ったりもしくは田造りに用いることを禁止する。

§ 23 飲食，娯楽，ホテル・旅館等のサービス企業は，省エネ，節水及びその他環境保護に有利な技術や設備を採用し，資源を浪費し，環境を汚染する消費物の使用を減らさなければならずもしくは使用してはならない。

§ 24 建築工事は省エネ，節水等環境や資源保護に有利な建築設計案，建築及び修理材料，建築部品及び設備を採用しなければならない。

建築及び修理材料は国家の基準に適合しなければならない。有毒，有害物質で国家の基準を超える建築と修理材料を生産，販売及び使用することを禁止する。

§ 25 鉱山資源の調査，開発採掘は，資源を合理的に利用し，環境保護と汚染防止に有利な調査，開発採掘の方法及び工法技術を採用し，資源利用水準を高めなければならない。

§ 26 企業は経済技術の実行可能な条件の下で生産のサービスの過程で発生した廃棄物，余熱等を自ら回収利用するかもしくは条件を有するその他の企業及び個人の利用に譲渡しなければならない。

§ 27 強制回収目録に列挙された製品及び包装物を生産，販売する企業は，製品を廃棄し及び包装物を使用した後はその製品及び包装物を回収しなければならない。強制回収する製品及び包装物の目録及び具体的な回収方法は，国务院経済貿易行政主管部門が制定する。

国家は強制回収目録に列挙する製品や包装物に対して、回収利用に有利な経済措置を実行する。県級以上の地方人民政府の経済貿易行政主管部門は製品と包装物の強制回収の実施状況を定期検査し、さらにすみやかに社会に検査結果を公布しなければならない。具体的方法は国務院経済貿易行政主管部門が制定する。

§ 28 企業は生産とサービスの過程での資源の消耗及び廃棄物の産出状況に監視測定を行い、さらに必要にもとづき生産とサービスに対して清潔生産の審査決定を実施しなければならない。

汚染物の排出が国家及び地方が規定した基準を超えるかもしくは関係地方人民政府が査定した汚染物排出総量規制の指標を超える企業は、清潔生産の審査決定を実施しなければならない。

有毒、有害原料を使用して生産を行うもしくは生産中に有毒、有害物質を排出する企業は、定期的に清潔生産の審査決定を実施し、さらに審査決定結果を所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門及び経済貿易行政主管部門に報告しなければならない。

清潔生産審査決定方法は、国務院経済貿易行政主管部門が国務院環境保護行政主管部門と会議を開き制定する。

§ 29 企業は汚染物の排出が国家及び地方が規定する排出基準に達したという基礎の上で、自発的に管轄権を有する経済貿易行政主管部門及び環境保護行政主管部門とさらに一步資源を節約し、汚染物排出量を削減する協定を締結することができる。当該経済貿易主管部門と環境保護行政主管部門は当地のメディアに当該企業の名称と資源節約、汚染防止処理の成果を公布しなければならない。

§ 30 企業は自発性の原則にもとづき、国家の環境管理体系の認証に関する規定に照して、国家の認証認可監督管理部門が授権する認証機構に認証申請

することができ、環境管理体系の認証を通して、清潔生産の水準を高める。

§ 31 本法第17条の規定にもとづき、重大な汚染企業のリストに列挙された企業は、国务院環境保護行政主管部門の規定に照して、主要な汚染物の排出状況を公布し、公衆の監督を受けなければならない。

第4章 奨励措置

§ 32 国家は清潔生産の表彰奨励制度を設立する。清潔生産活動において顕著な成績を挙げた職場及び個人に対して、人民政府は表彰と奨励を与える。

§ 33 清潔生産研究、模範提示及び教育を行うことに対して、国家は清潔生産重点技術改造項目及び本法第29条が規定する自発的な汚染物排出削減協定中に明記する技術改造項目を実施し、国务院及び県級以上の地方人民政府と同級の財政が配置する技術進歩に関する専門資金の支持範囲に組入れる。

§ 34 国家の規定に照して設立した中小企業発展基金の中で、必要にもとづき適当の額を中小企業が清潔生産を実施するのを支持するのに配置しなければならない。

§ 35 廃棄物を利用して生産した製品のときや廃棄物から回収した原料のときは、税務機関は国家の関係規定に照して、増値税を減額もしくは免除する。

§ 36 企業が清潔生産の審査及び研修に用いる費用は、企業の経営コストに組入れることができる。

第5章 法的責任

§ 37 本法第21条の規定に違反して、製品の材料の成分の説明をしてないかもしくは事実でない説明をするときは、県級以上の地方人民政府の品質技術監督行政主管部門は期限付きで改正を命ずる。改正しないときは、5万元以下の過料に処する。

§ 38 本法の第24条第2項の規定に違反して、国家基準を超える有毒、有害物質の建築、修理材料を生産、販売するときは、製品品質法及び関係する民事、刑事法の規定に照して、行政、民事、刑事の法的責任を追及する。

§ 39 本法第27条第1項の規定に違反して、製品もしくは包装物の回収義務を履行しないときは、県級以上の地方人民政府の経済貿易行政主管部門は期限付きで改正を命ずる。改正しないときは、10万元以下の過料に処す。

§ 40 本法第28条第3項の規定に違反して、清潔生産の審査を実施しないかもしくは審査を経るが審査結果で事実でない報告をするときは、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は期限付きで改正を命ずる。改正しないときは、10万元以下の過料に処す。

§ 41 本法第31条の規定に違反して、汚染物排出の状況を公布しないかもしくは規定の要求に従って公布しないときは、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門が公布し、10万元以下の過料に処することができる。

第6章 附則

§ 42 本法は2003年1月1日から施行する。